

国際交流委員会規程

- 第1条 国際交流委員会は、国際交流の推進のために、国際交流の企画を幹事会に提案するとともに、学会がおこなう交流活動の運営に当たる。
- 第2条 国際交流委員会は委員長、副委員長および委員若干名から構成される。
- 第3条 委員長、副委員長は幹事会で幹事より選ぶ。委員若干名は委員長が指名し幹事会が承認する。
- 第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。再任は妨げないが3選は禁止する。
- 第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。
- 附 則 本規程は2004年5月22日から施行する。
- 制 定 2001年10月20日